

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	第一実業株式会社		コード	8059
提出日	2023/6/8	異動（予定）日	2023/6/22	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	坂本 嘉和	社外取締役	○												△				有
2	山田 奈美香	社外取締役	○												○				有
3	中山 和夫	社外取締役	○														○	新任	有
4	松宮 俊彦	社外監査役	○											△					有
5	小山 充義	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	坂本嘉和氏は税理士であり、2015年3月まで当社と顧問契約を締結していましたが、その顧問料は2015年3月期で100万円未満であり、取引額は僅少でありました。	同氏は、国税局における長年にわたる経験を通して培われた財政、金融、税務等に關する高い知見、識見を有しております。2020年に新設されたガバナンス委員会では、委員長を務め、当社グループ全体のガバナンス体制の強化に貢献し、当社の会社経営の品質向上に対する適切な助言や監督を行っており、社外取締役として選任しております。また、独立役員の属性への該当状況を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
2	山田奈美香氏は、当社が法律顧問契約を締結している山田秀雄弁護士が主宰する山田・尾崎法律事務所に所属しておりますが、同事務所に対する2023年3月期の弁護士報酬の支払額は、金額として1,000万円を超えず、当社並びに同事務所双方の売上高に占める割合は1%未満であり、僅少です。	同氏は、弁護士として企業法務に関する幅広い知見を有しており、グローバル経営が進み、法的視点が一層重要になっている当社の現況において、こうした視野に立ちコンプライアンス等に関する柔軟かつ適切な助言及び指導をいただいております。今後も同氏の助言によりコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役として選任しております。また、独立役員の属性への該当状況を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
3		同氏は、総合商社等における経営経験に加え、海外事業にも精通し、国内外の多岐に渡る業界の豊富な知見を有しております。こうした他社経営経験や異業界の知見に基づく客観的な視点から当社グループの事業への有益な助言や指導が期待できること、また、ガバナンス委員会に参加いただくことで、当社グループ全体のガバナンス体制強化及び会社の品質向上への貢献が期待できると判断しております。また、独立役員の属性への該当状況を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
4	松宮俊彦氏は2011年9月まで、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの社員（パートナー）でありました。	同氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しており、幅広い経験と高い識見を有することから、当社の社外監査役として適任の人材と判断し、選任しております。また、独立役員の属性への該当状況を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
5		同氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見を当社の監査体制に生かし、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し選任しております。また、独立役員の属性への該当状況を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

山田奈美香氏の戸籍上の氏名は、島中奈美香であります。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。